

議案第 7 号

桐生市緑化推進基金条例の一部を改正する条例案

桐生市緑化推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市緑化推進基金条例の一部を改正する条例

桐生市緑化推進基金条例(昭和 56 年桐生市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条を次のように改める。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項中「元本」を「現金」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 7 号 桐生市緑化推進基金条例の一部を改正する条例案

桐生市緑化推進基金を活用するため、積立て及び処分の規定を加えようとするものです。